

介護保険住所地特例について

○住所地特例とは

介護保険は市区町村が保険者となり制度が運営されているため、住所を市区町村間で異動した場合は、通常は異動に伴い保険者が変更されます。（広域連合や一部事務組合が保険者の場合もあります）

しかし、介護保険の被保険者が、住所地特例対象施設に入所し住所を施設所在地に異動した場合は、入所前の市区町村が保険者になります。この制度を住所地特例制度（介護保険法第13条）といいます。簡単に言うと、施設に入所しても、「最後に自宅があった自治体」がずっと面倒を見続けるというルールです。

○住所地特例制度が設けられた理由

介護保険制度は、原則として居住している市区町村を保険者として介護保険に加入する仕組みになっています。

しかし、介護保険の施設入所者を一律に施設所在地の市区町村の被保険者にしてしまうと、施設が集中して建設されている市区町村の介護保険給付が増加し財政上の不均衡が生じます。

旭川市においても、北北海道の拠点都市であり介護保険施設等が多く所在することから、この影響を大きく受けることとなります。

この解消手段として設けられたのが、「住所地特例」の制度です。

○住所地特例対象施設等

- ・介護保険施設～介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院
- ・特定施設～有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（安否確認、生活相談サービスのみは除く）

※グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が29人以下）については、住所地特例の対象外です。

※旭川市内の住所地特例施設については、下記からご参照ください。

旭川市HP ホーム>右上の「MENU」>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保険>サービス事業者>住所地特例施設

○住所地特例対象者

65歳以上の方、40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方で、住所地特例対象施設に入所（入居）した方が対象となります。

また、要介護認定・要支援認定がなくても、住所地特例施設に入所した場合は対象になります。

★住所地特例早見表

事例	前住所地状況				現入所施設	保険者
①居宅から施設へ入所	市町村： A市	→			旭川市	A市
	状況： 自宅	→			X施設	
	住所： 自宅	→			X施設	
②居宅から施設へ入所しているが、住所は居宅等	市町村： A市	→			旭川市	旭川市
	状況： 自宅	→			X施設	
	住所： 自宅	→			自宅	
③2以上の施設全て、移動先の施設に順次住所を置いている	市町村： A市	→	旭川市	→	旭川市	A市
	状況： 自宅	→	X施設	→	Y施設	
	住所： 自宅	→	X施設	→	Y施設	
④2以上の施設全て、移動先の施設に順次住所を置いている	市町村： A市	→	B市	→	旭川市	A市
	状況： 自宅	→	X施設	→	Y施設	
	住所： 自宅	→	X施設	→	Y施設	
⑤2以上の施設に継続して入所しているが、途中で施設に住所を置いていない	市町村： A市	→	B市	→	旭川市	B市
	状況： 自宅	→	X施設	→	Y施設	
	住所： 自宅	→	親族宅	→	Y施設	
⑥居宅から施設に入所し、再度居宅に戻る	市町村： A市	→	旭川市	→	旭川市	旭川市
	状況： 自宅	→	X施設	→	別自宅	
	住所： 自宅	→	X施設	→	別自宅	

○介護事業者の皆さまへ

《手続きについて》

他市区町村から旭川市の住所地特例施設に入所後、住所を異動した場合は、保険者である市区町村に旭川市から連絡を行いますので、「介護保険住所地特例施設 入所・退所 連絡票（様式2）」をご提出ください。（施設変更、退所も同様） また、保険者への連絡票の提出要否は、市区町村によって取り扱いが異なりますので、各市区町村のホームページなどをご確認ください。

※提出様式のダウンロード↓↓↓

旭川市HP ホーム>右上の「MENU」>事業者向け>
健康・福祉・子育て・学校>高齢者・介護保
険>申請・届出>住所地特例の手続きについて



《ご注意いただきたいこと》

・転入届の住所や郵便物について

転入届に記載する住所は、必ず入所施設の住所としてください。「事業者本部の住所にしてしまった」「住所の番地を間違ってしまった」など、届出内容を誤った場合は、再度市役所や支所で住民票を修正していただきます。

また、郵送物の管理を家族が希望される場合は、送付先変更届を介護保険課で受け付けていることをお伝えください。また、必要に応じて郵便局の転送サービスをご検討ください。

・転入日と入所日について

転入届に記載する転入日欄は、原則入所日と同じ日に設定してください。本人や家族の事情ですぐに住民票を異動できない場合は、異動が可能になった際に住民票の異動をお願いいたします。

また特に、転入日より入所日が後にならないよう転入日の記載誤り等にご注意ください。転入から入所までの間に使ったサービスが全額利用者本人の自己負担になった例があります。他市区町村からも類似事例があったと相談を受けたことがありますので、転出入の手続きをする本人や関係者の方には十分な説明をお願いいたします。

・介護保険料の支払いについて

住所地特例により、住民票が旭川市にあっても、介護保険料は保険者である市区町村（前住所地）へ納めていただくこととなります。納入通知書等も前住所地の自治体から発行されますので、ご家族や本人へ事前にご説明をお願いいたします。



問い合わせ・提出先

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地

旭川市介護保険課介護保険料係

TEL0166-25-5356

参考

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号） 抜粋

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この項及び次項において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするることにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

一 介護保険施設

二 特定施設

三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所地特例対象被保険者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの当該他の市町村

二 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をする事（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる住所地特例対象被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの当該他の市町村

3 第一項の規定により同項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者又は前項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）が入所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）及び当該住所地特例適用被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

この用紙は「介護保険住所地特例 入所・退所 連絡票」の記入例です。
同封の「介護保険住所地特例 入所・退所 連絡票」にご記入の上、郵送願います。

様式2

介護保険住所地特例施設 入所・退所 連絡票

令和××年××月××日

旭川市長

施設名 住所地特例 対象施設名

施設長 旭川 太郎

次の者が下記の施設 **に 入所** しましたので、連絡します。
を 退所

入所・退所年月日	令和××年××月××日
----------	-------------

被 保 険 者	被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		
	フリガナ	カイゴ タロウ		
	氏 名	介 護 太 郎	生年月日	明・大・昭 ××年××月××日
			性 別	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女
入所の場合	入所前住所	〒000-0000 〇〇市△△町□条□丁目 方書		
退所の場合	退所後住所 (死亡退所の場合は記載不要)	〒 方書		
	退所理由	1 他の介護保険施設入所 2 死亡 3 その他 ()		

保 険 者 名	〇 〇 市	保 険 者 番 号	1	2	3	4	5	6
---------	-------	-----------	---	---	---	---	---	---

施 設	名 称	住所地特例 対象施設名 <small>いずれかに○印 (介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・その他施設)</small>
	所 在 地	〒000-0000 〇〇市△△町□条□丁目 電話番号0000-00-0000

この用紙は「介護保険住所地特例 入所・退所 連絡票」の記入例です。
同封の「介護保険住所地特例 入所・退所 連絡票」にご記入の上、郵送願います。

様式 2

介護保険住所地特例施設 入所・退所 連絡票

令和××年××月××日

旭川市長

施設名 **住所地特例 対象施設名**

施設長 **旭川 太郎**

次の者が下記の施設 **に 入所**
を **退所** しましたので、連絡します。

入所・退所年月日	令和××年××月××日
----------	-------------

被 保 険 者	被保険者番号		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	フリガナ		カ イゴ タロウ										
	氏 名		介 護 太 郎										
			生年月日	明・大・昭 ××年××月××日									
			性 別	男 ・ 女									
	入所の場合	入所前住所	〒 方書										
退所の場合	退所後住所 (死亡退所の場合は記載不要)	〒000-0000 〇〇市△△町□条□丁目 方書											
退所理由		1 他の介護保険施設入所 2 死亡 ③ その他 ()											

保 険 者 名	〇 〇 市	保 険 者 番 号	1	2	3	4	5	6
---------	-------	-----------	---	---	---	---	---	---

施 設	名 称	住所地特例 対象施設名 <small>いずれかに○印 (介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・その他施設)</small>										
	所 在 地	〒000-0000 〇〇市△△町□条□丁目 電話番号0000-00-0000										